

# 神奈川県薬物濫用防止条例の改正に係る基本的な考え方

## 1 経緯

神奈川県薬物濫用防止条例は、薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する施策等の必要な事項を定めることにより、薬物の濫用の防止を図り、県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として平成 27 年に制定された。

本条例附則の規定により、施行後 5 年を経過するごとに条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることから、検討を行い、薬物乱用を取り巻く近年の状況を踏まえ、条例改正の方向性をとりまとめた。

## 2 改正の方向性

### (1) 危険ドラッグ対策における包括的な規制の実施

危険ドラッグは、物質ごとに「医薬品医療機器等法における指定薬物」及び「本条例の知事指定薬物等」として法令で規制しているが、未規制物質が次々と出回り、いわゆる「いたちごっこ」が続いている。

こうした状況に対応するため、中枢神経系の作用を有し、人に健康被害が発生するおそれがある物を成分構造によらず「危険薬物」と定義し、「健康被害が生ずるおそれがある」段階で対応ができるようにする。

このことにより、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途以外で、「危険薬物」を製造、栽培、販売、授与、所持、購入、譲り受け、使用することを禁止する。

加えて、製造や販売した者に対して早い段階で立入調査等を行い、違反者には警告や中止命令を出すことができるように改める。

### (2) 医薬品の過剰摂取に係る対策

若年者を中心に医薬品の過剰摂取、いわゆるオーバードーズが社会問題化していることを受け、令和 7 年 5 月、医薬品医療機器等法に「指定濫用防止医薬品」※が新たに定義され、薬局やドラッグストアなどの店舗販売業における販売時の対策の強化がなされた。

そこで、本条例の対象薬物に「指定濫用防止医薬品」を追加し、過剰摂取を防ぐ観点においても濫用防止を推進するよう改める。

※「指定濫用防止医薬品」とは、医薬品医療機器等法において、その濫用をした場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品とされている。

## 3 公布日

令和 9 年 3 月（予定）